

「規約等の一部改正に向けた考え方」 職場討議資料

<はじめに>

新型コロナウイルス感染症は、日本国内で感染が確認されてから 1 年が経過し、私たちの生活や組合活動にも大きく影響を及ぼしています。現在も収束の見通しは立っておらず、昨年 7 月の第 89 回定期全国大会を 9 月に延期し、さらに書面審議による開催を余儀なくされ、今年 1 月の第 191 回拡大中央委員会も一部 Web による開催としました。しかし、書面審議や Web 開催は現在の国労規約にないため、本部主催の会議は中央執行委員会で確認後、各級機関への周知を行うこと、各級機関における機関会議は規約改正までの間、本部に申請・承認を得ることを中央執行委員会で当面の取り扱いとしてきました。

国労組織は国鉄世代の大量退職期を迎え、毎年多数の組合員が減少しており、すでに多くの地方本部で第 62 回定期全国大会で確認されている「設置基準」を割り込んでいる状態にあります。大会の代議員選出や中央委員の選出について、今後の組織現状を考え、現在の選出基準である地方本部単位からエリア本部単位に変更することについて、5 年ビジョンに基づき全国組織検討委員会に付託して議論を重ねてまいりました。

「闘争指令第 1 号」のもと、組織の強化拡大を最重要課題として取り組んできている最中ではありますが、現実を直視するとともに、現状に合わせた機動的な組織整備を遅滞なく行っていくことが求められています。

今回、この規約の一部改正について、全組合員の皆さんにご理解を賜るべく、以下の 2 点について職場討議を要請します。

特に、国労規約は組織の最高規範であるため、皆さんの闊達な意見を求めます。よって、定期全国大会までの間、各地方での議論を深めていただけるよう、よろしくお願ひします。

● オンラインならびに書面開催に係る規約・規則の一部改正について

新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、2020 年 7 月に予定していた第 89 回定期全国大会は 9 月に延期となり、国鉄労働組合の歴史上初めて書面審議による開催となりました。

第 89 回定期全国大会において、「災害発生および緊急事態などの特段の事情が生じた場合に、書面開催や Web 開催を可能とする」べく規約改正を行うように全国組織検討委員会において議論を重ねてきました。規約改正の必要性について全体で確認したものの、答申に盛り込むまでには至らず、第 89 回定期全国大会での規約改正とはなりませんでした。

書面審議は国労規約にない取り扱いであることから、第 89 回定期全国大会に限った、規約に準じた議事規則・運営規則を定めての開催としました。

以降、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見込めないことから中央執行委員会は 2020 年 11 月、1 月の第 191 回拡大中央委員会を視野に、早期に書面審議や Web での大会・委員会、会議の開催が出来るよう、規約改正に向けた議論の到達を早めることを、全国組織検討委員会に諮問することとしました。

本部は、規約改正となる次期定期全国大会までの当面の取り扱いとして、12 月 5 日開催の全国代表者会議において、今後の各種機関会議の開催方法の承認については中央・地方において書面届出による取り扱いを行うことを確認しました。

これを受け、本部指示第 24 号（2020 年 12 月 6 日付）により、当面、各種機関会議や大会・委員会等の取り扱いについて規約に明記されていない書面審議や Web 会議による開催方法を採用する場合、本部主催の各種機関会議にあつては各地方へ事前に報告するとともに、各エリア・地方本部主催の各種機関会議においてもこれ以降、規約・規則に定めのない書面審議や Web 会議等による開催の場合は本部へ事前に報告し、中央執行委員会の承認をもって開催する手続きを踏まえることを確認し、取り扱いについては厳重に行うこととしました。

オンラインによる各種機関会議の開催にあたっては規約の改正のみならず、会議の出席要件や議事・議決等を定めた新たな議事規則等も検討しなければなりません。

そのことも踏まえてコロナ禍の現状から求められた規約改正について、各地方での議論を要請するものです。

● 代議員・中央委員の選出単位の変更について

国労組織の現状は、国鉄世代の大量退職時期を迎え、毎年組合員が多数退職しており、今後の組織運営を考えた時、次世代への国労運動の継承は必須であるため、5 年ビジョンを提起し、第 88 回定期全国大会で確認、その上に立った運動方針を全体のものとしてきました。

また、2018 年 1 月より各地方に協力を頂き、1 月期と 7 月期に年齢別組織人員調査を取り組んできました。組織人員は組合財政と直結することから、その調査結果に基づき、全国組織検討委員会において今後数年間の組織と財政の推移のシミュレーションを行いながら検討を重ねてきました。

現在全国の 17 地方本部のうち、地方本部設置基準の 300 名（第 62 回定期全国大会）を満たしている地方本部は〇〇地方本部のみで、〇〇地方本部は 300 名未満となっています。また 100 名未満の地方本部は〇地方本部あり、今後その数は増えることが予想されます。

2023年度には全国で現職組合員約300名、再雇用組合員約〇〇〇〇名となることも想定されることから、専従者や書記職員の配置見直しについての検討も余儀なくされることが想定されます。

今後は選挙のみならず、地方本部の運営自体が厳しくなることから、全国組織検討委員会では2018年より代議員選出基準、中央委員選出基準について継続して議論を重ねてきました。

代議員選出基準は現行制度で200名につき1名、端数100名は1名、但し地方本部最低1名保証するとしています。これは、299名の地方本部も100名を切って数十名の地方本部も代議員数は1名となります。

中央委員選出基準の場合、400名につき1名、端数200名は1名、但し地方本部1名を保証しています。一方、現行大都市圏に集中した組合員現勢や組合員の構成を見たときに、組合活動を補完する機関会議をはじめ最高意思決定機関である大会にかかる本部財政（旅費、日当、手当、組休補償など）において困難が生じると考えています。

中央執行委員会は「5年ビジョン」で示した今後の組織の推移と組合員の権利の観点から、組織・財政・運動を一体のものとしてとらえた組織運営を如何に組合員に保障していくかとの認識の下、現行の地方本部単位の選挙区を、エリア本部単位の選挙区に変更することなどを全国組織検討委員会に諮問し検討を重ねてきました。

その結果、第89回定期全国大会において「代議員ならびに中央委員の選出・選挙区の単位を現行の地方本部毎からエリア本部毎に変更するよう規約および規則の一部改正について2020年度に結論を得ることとする」との答申が出されました。

したがって、中央執行委員会は全国組織検討委員会の答申を踏まえ、代議員・中央委員の選出単位は、今後の地方本部の設置基準や設置箇所、地方における運動や組織のあり方にも深く関わる課題と受け止め、代議員などの選出単位に関する国労規約並びに規則の一部改正に向け、全組合員の認識の一致と総意が図れるよう職場討議を要請するものです。

以 上